

第4回室蘭市子ども・子育て会議会議録

日時 平成26年8月6日(水)午後6時～午後8時

場所 室蘭市役所議会第1会議室

出席委員 14名

澤田(乃)委員 余語委員 岩本委員 小笠原委員 小椋委員 吉田委員 澤田(光)委員
西條委員 清水委員 山田委員 鈴木委員 小鷹委員 澤田(宏)委員 荒木委員

出席職員 9名

國枝保健福祉部長 中澤子ども・子育て新制度準備室長 佐竹主査 木下主任 高橋主任
弘瀬子育て支援課長 星(次世代・母子児童相談)主幹 北川青少年課長 山下主査

傍聴者 なし

会議次第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 室蘭市子ども・子育て支援事業計画(骨子案)について
 - (2) 子ども・子育て支援新制度に係る各条例(案)について
- 3 その他
 - (1) 私立幼稚園意向調査の結果について
- 4 閉会

配布資料

室蘭市子ども・子育て会議委員名簿

室蘭市子ども・子育て支援事業計画策定方針・・・資料1-1

室蘭市子ども・子育て支援事業計画(骨子案)概要・・・資料1-2

子ども・子育て支援新制度にかかる「提供区域」の設定及び「量の見込み」の算出と確保
について(案)・・・資料1-3

「室蘭市子ども・子育て支援事業計画」策定スケジュール・・・資料1-4

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)の概要
・・・資料2-1

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(案)の概
要・・・資料2-2

支給認定(保育の必要性の認定)に関する基準(案)の概要について・・・資料2-3

室蘭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)の制定に
ついて・・・資料2-4

私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査結果の概要
・・・資料3

事務局 皆様、おばんでございます。本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。定刻となりましたので、只今より、第4回子ども・子育て会議を開催いたします。

議事に入る前に、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度の開始に向けまして、今年度4月から市の担当部局といたしまして、「子ども・子育て新制度準備室」が新たに設けられましたことから、事務局職員に交代がありましたので、自己紹介を行いたいと思います。

事務局職員自己紹介

事務局 続きまして、本会議を構成しております委員のうち、3名の方につきまして、交代がありましたので、ご紹介させていただきます。

初めに、室蘭市民生委員・児童委員協議会の余語奈穂子様でございます。

次に、室蘭市PTA連合会の西條隆様でございます。

次に、室蘭市私立幼稚園PTA連合会の清水若帆様でございます。

なお、新たに就任された3名の委員の皆様には、会議の開始前に委嘱状を交付してございます。

それでは、これより議事に入りたいと思いますので、会議の進行を澤田会長、よろしくお願いいたします。

会 長 皆さんこんばんは。お暑いところ、このように皆さんにご臨席賜りまして、厚く御礼申し上げます。それでは、これより議事に入りたいと思いますので、何卒よろしく申し上げます。

それでは、委員の出欠につきまして、事務局の方より報告をよろしく申し上げます。

事務局 本日につきましては、伊藤裕司委員、小倉勝郎委員が所用のため欠席となっております。委員総数16名中14名が出席しておりますので、子ども・子育て会議条例第6条第2項に規定されている会議開催の要件を満たしておりますことを報告いたします。

また、本日は「支援事業計画の骨子案」及び「新制度に係る各条例案」について議題がありますので、こちらに関係する課の職員が事務局として出席しているほか、計画策定業務の委託業者でございます株式会社ぎょうせいの担当の方も同席してございます。

会 長 それでは、議事に入りたいと思います。

初めに「(1)室蘭市子ども・子育て支援事業計画(骨子案)について」のうち、資料1-1及び資料1-2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料1-1「室蘭市子ども・子育て支援事業計画策定方針」と資料1-2「室蘭市子ども・子育て支援事業計画(骨子案)概要」について、ご説明いたします。

はじめに、「室蘭市子ども・子育て支援事業計画策定方針」についてであります。

1の「策定の背景と趣旨」についてでございますけれども、国では、急速な少子高齢化や保護者の就労環境の変化、大都市での待機児童の問題など、子どもや家庭を取り巻く環境の変化に伴いまして、平成24年8月子ども・子育て支援法など、子ども・子育て支援の新たな制度を創設してございます。

子ども・子育て支援新制度の概略といたしましては、具体的には幼稚園と保育所の機能を併せ持った認定こども園の普及や、幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上を図ることを目的としてございまして、新制度は来年4月からのスタートを予定しています。また、子ども・子育て支援法におきましては、市町村は子ども・子育て支援の給付と地域子ども・子育て支援事業につきまして、総合的・計画的に行うことが責務とされておりまして、事業の提供体制の確保を図るため、子ども・子育て支援事業計画を定めることとされておりまして、

2の「計画の役割と位置づけ」についてでありますけれども、子ども・子育て支援法と国が定める基本指針に即して定めること、また、「室蘭市総合計画」を上位計画として各種関連計画との整合性を図りながら、現在の計画である「室蘭市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を継承するものであります。計画の策定期間は平成27年3月でありまして、計画期間は平成27年度から平成31年度までの5年間となっております。

2ページの「5.計画で定める事項」につきましては、(1)から(4)までの事業の提供区域や教育・保育の量の見込み、確保の内容及び実施時期、教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容などとなっております。

6の「計画の構成」につきましては、次の資料1-2で説明いたします。

7の「策定体制」についてですが、(1)の庁内検討組織といたしましては、庁内関係課長級職員で構成します「室蘭市子ども・子育て支援推進検討会議」を設置しております。(2)の市民等の参画では、すでにアンケート調査は実施済みでありますけれども、今後、関係団体等へのヒアリングやパブリックコメントなどを実施していく予定です。(3)の審議機関としましては、この子ども・子育て会議を位置付けてございます。計画全体のスケジュールにつきましては、資料1-4で説明いたします。

資料1-1の説明は、以上であります。

次に資料1-2を説明いたします。

「室蘭市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）概要」についてでありますけれども、事業計画全体の冊子ベースでの章ごとの概要・イメージとなっております。

全体では、6章にわたる構成を考えてございまして、第1章では「計画策定にあたって」といたしまして、子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠、本市計画体系における位置付け、5年間の計画期間、計画に関する体制などを記載します。

第2章では「室蘭市の現状」といたしまして、直近の各種統計・アンケート調査結果のデータを用いた市の子ども・子育てを取り巻く環境や、現行計画に基づく市の施策の現状、進捗状況やその評価、それらを踏まえた今後の課題などを記載する予定です。

通勤経路にあたるなどで、市内各所から幼稚園・保育所へ通っているのが現状となっております。

そのため、保護者の就労先ですとか、施設の利用希望などを考慮いたしますと、地域を細分化して確保策を検討するというよりも、市全体として確保策を検討することの方が、保護者ニーズですとか、施設の有効利用の観点からも最善の方策と考えてございます。

以上のことから、室蘭市における教育・保育の提供区域は、室蘭市全体を1区域として設定したいと考えてございます。

次に、3で地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定とございますが、これは市町村が地域の状況に合わせて主体的に実施する法定の事業のことで、区域設定が必要な11事業を掲載しております。それぞれ11事業の概要を記載してございますが、内容については後でまた出てきますので省略いたします。この11事業につきましては、すでにほとんどの事業について実施しております。現状を踏まえまして、の放課後児童健全育成事業、本市でいう児童クラブ・スクール児童館については各小学校での実施を、それ以外の事業につきましては、市内全域を提供区域としたいと考えております。

3ページにつきましては、児童数の今後の見通しとなっております。今後につきましても、総じて子どもの数の減少を見込んでございます。

4ページから12ページまででございますが、実際の教育・保育の量の見込みと確保の方策についてとなっております。

まず、本市における量の見込みについて、平成27年度から平成31年度までの計画期間の児童推計値、先ほどの3ページですけれども、これを踏まえまして、過去の実績に基づき、それぞれ算出しているものでございます。

まず幼稚園の利用状況でございますけれども、実績として上の表に記載してございます。一番上が定員、それぞれ各年度の定員がございまして、その合計のところ実際に子どもの数が記載されており、平成22年度から平成26年度までの実績でございます。これを踏まえまして、今後、平成27年度から平成31年度までの幼稚園に関してですが、その見込みといたしまして、下の表の一番上に書いています必要利用定員総数のところでございますが、平成27年度は1,092名、平成28年度が1,075名というような推計をしております。これにつきましては、3歳から5歳児の過去5年間の幼稚園への平均入園率から算出しているものでございます。

次に保育所の利用状況でございますが、同じように、これまでの実績の定員と合計数、0歳から5歳児までの合計数がそれぞれ記載しております。定員数については、若干、これまで増えているところで、実際の児童数合計のところでは、ほぼ変わらない状況でしたが、平成26年度は保育所に通っている子どもが増えています。この量の見込みについてですけれども、児童数につきましては、今後減少することは推計されておりますけれども、入所する児童数につきましては増加傾向にあることから、平成27年度につきましては、平成26年度の歳児別の入所率、これで算定することといたしまして、平成28年度以降につきましては、平成27年度の入所児童数と同じくしております。これは、子ども数は減少する傾向にありますけれ

ども、保育所の利用率については全体的に上がってくるだろうという推計で、年度が進んで子どもの数は減っているけれども、入所児童は変わらないというような数字を記入してございます。保育所の場合は、この2号認定・3号認定それぞれ歳児別で出しておりますので、少し分かりづらい記載になっているかとは思いますが、全体ではこれまで同様、現在も室蘭市内においては待機児童、一般的に言われている待機児童は現時点でもいないというような状況でございまして、今後につきましても待機児童が発生しないように対応していくというような内容の記載になっております。で不足というところがありますけれども、例えば1・2歳のところで39人、受け皿が不足という意味でございましてけれども、その部分は0歳ですとか、3歳以上の部分での空きを利用した調整で確保できるというような内容となっております。

続きまして6ページですが、地域子ども・子育て支援事業における量の見込み及び確保の方策ですけれども、これは市が実施すべき法定の11事業についてでございます。

(1)は利用者支援事業ということでありまして、これは全く新しい事業となります。内容につきましては、子どもまたは子どもの保護者からの相談に応じて必要な情報提供及び助言等を行うといった事業であります。これは現段階において、室蘭市では実施していないということになりますが、平成27年度以降1カ所としていますが、拠点を立てて市内1カ所でこのような事業を実施したいということで新規で入れているものでございます。

(2)地域子育て支援拠点事業、これにつきましては公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流ですとか、育児相談、情報提供等を行う事業ということでございます。現在では中島保育所内にございます子育て相談ふれあいセンター、常盤保育所内にございます子育て支援センター、保健センター内にございますサンキッズ、このようなところでやっている事業のことを指してございます。こちらにはこれまでの利用実績がございまして、今後の量の見込みといたしまして、延べ人数の見込みの量を記載してございます。延べ人数につきましては、平成23年度から平成25年度まで3年間の平均利用率をもとに算出しているものでございます。これについては、継続していくような事業でございます。

(3)の妊婦健診事業につきましては、妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業となつてございまして、実績といたしまして、平成21年度から平成25年度までの実績を記載してございます。この量の見込みにつきましては、対象となる人全員ということで今後も見込んでいます。子どもの生まれる数の見込みと一致した数を記載してございます。

(4)の乳児家庭全戸訪問事業につきましては、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握、相談・助言等を行う事業で、これも現在実施の事業でございます。これまでの実績と今後の見込みの量を記載してございます。今後の見込みにつきましては、先ほどと同じように、子どもの出生する見込みの数をそのまま記載してございます。

(5)につきましては、養育支援訪問事業として、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業でございまして、保護者への相談支援、さらにはヘルパーの派遣などをこれまで行ってございます。それぞれ平成21年度から平成25年度までの実績がございまして、実績により増加傾向があるということございまして、一番利用率の高い平成25年度の利用率を使いまして、今後の量の見込みを算出しております。

(6)の子育て短期支援事業は、保護者が疾病などの状況で子どもを養育することが困難となった場合に、児童養護施設などにおいて保育・保護を行う事業でございまして、現在室蘭市ではわかすぎ学園に委託して事業を行っております。この実績につきましては、平成21年度から平成25年度まで記載してございまして、今後の見込みにつきましては、平成23年度に利用率が大幅に減少したため、平成23年度から平成25年度までの3カ年の平均利用率で、今後を算定しているということになってございます。

(7)の子育て援助活動支援事業につきましては、児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業でございまして、一般的にはファミリー・サポート・センター事業といわれているところでございます。室蘭市では現在実施してございまして、社会福祉協議会が独自に子育てレンジャーというものを実施しているところであります。室蘭市につきましては、実績がこれまでないということもございまして、実績をいれてございませぬ。今後については、新規でできるよう検討をしていきたいということで、時期的なものも今後検討するというようにしてございます。

(8)の一時預かり事業につきましては、幼稚園では預かり保育、保育所では一時保育などと呼ばれているものでございまして、幼稚園につきましては、幼稚園独自で実施しているもので、これまでの実績につきましては、今のところ独自事業は室蘭市としては把握していないというところでございますので、量の見込みといたしましては、幼稚園のアンケート調査をした時の数から推計したものを、暫定的に今後の見込みとしてそれぞれ記載してございます。保育所につきましては、これまでの実績を踏まえまして、今後の量の見込みを出してございます。保育所につきましては、利用率は増加傾向にありますことから、平成27年度につきましては、利用が高かった平成25年度の利用率を使いまして、子どもは今後減っていくという見込みであります。利用率は上がっていくという内容の推計となっております。

(9)の延長保育事業につきましては、現在、市内すべての保育所で実施しているというところで、18時30分から19時30分まで預かるという事業でございまして。これにつきましては、過去の利用者数の推移から過去5年間の利用率の平均で今後の見込みを算出しているところでございます。

(10)の病児保育事業は、病気又は病気の回復期にある乳幼児や児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等で一時的に預かる事業です。本市でも実施しているところで、箇所数もこれまで増加させてきてございまして、これまでの利用率が増加しているということから、平成25年度の利用率で今後の利用者数の見込みを算出しているところでございます。

(1 1)の放課後児童健全育成事業につきまして、本市でいう放課後児童クラブ、スクール児童館というところがございます。各小学校区で現在実施しているところでありまして、過去の実績で利用者数が増加傾向にあるというところがございます。平成 2 5 年度が一番高い利用登録数に応じまして、平成 2 7 年度以降を算出しております。これにつきましても、子どもは今後減っていくところですが、利用率は上がるということを見まして、量の見込みについては、同じく 8 2 2 人というふうにしております。

資料 1 - 3 の説明は、以上でございます。

会 長 ありがとうございます。只今の資料 1 - 3 の全体的に、本日の新聞の報道でもありましたけども、全体的に人口が減っていくということを前提として策定されているわけでありまして、本件につきまして、只今の説明につきまして、質問・ご意見等はありませんでしょうか。

委 員 延長保育事業の推計が出されていますが、保育は標準時間の認定と短時間の認定で内容が変わってくると思いますが、それはどのような感じで推察しているのでしょうか。

事務局 ここでいう延長保育につきましては、現在、1 8 時 3 0 分から 1 9 時 3 0 分となっております。今後、新たに標準時間と短時間というふうに二つに分かれて、短時間の延長がどうなるかということもございまして、なかなか複雑になってくるわけですが、いまその短時間がどのくらいの割合になるかというのが全く分からない状態もございまして、基本的には 1 8 時 3 0 分から 1 9 時 3 0 分までということを前提とした見込みとなっております。

会 長 ありがとうございます。よろしかったでしょうか。

委 員 今の点については、わかりました。

会 長 他にはございませんでしょうか。

委 員 続けてになってしまいますが、1 ページ目の保育の提供区域の設定というところで、室蘭市全域を 1 区域というのは特に問題はないと思いますが、途中で、幼稚園が通園バス、保育所が保護者の通勤経路にあるので、あちらこちらから施設に通っているのが現状となっております。地域性の問題とか、その他諸々あると思いますが、どれくらいの方が通勤経路の中で施設を利用して、どのくらいの方がその地域の施設を利用しているのかわかるでしょうか。

事務局 具体的な数字として何%が地域、何%が地域外というのは出しておりませんが、これも感覚的なものとなる話ですが、その区域を設定するとその区域だけに通うというだけではなくて、どこにいても、職場の都合でここに通う方もいらっしゃるし、遠い

けれども通園バスを利用して遠い地域から、現状としてはそういう幼稚園に通っているという意味です。何%というところを出していません。

会 長 よろしかったでしょうか。他はございませんでしょうか。

委 員 放課後児童健全育成事業と病児保育事業について、どちらも利用率が上がっているのに、放課後児童健全育成事業の利用者数は5年間を822人と変わらないのに、病児保育事業は利用者数が下がっていくのはなぜでしょうか。

会 長 事務局のほう、よろしくをお願いします。

事務局 まず放課後児童対策についてですが、基本的には利用率、利用者数も上がっている状況にございまして、今後、利用率がどこまで上がるのか、ここで頭打ちなのかというところもありますが、なかなか推計しづらいところがあり、子どもの数はどんどん減ってくるけれども、一番利用率が高い21.5%というところを使って、まずはそれに子どもの数を掛け合わせたものが822人という数字でありまして、さらに平成28年度になると、子どもの数はさらに減るけれども、822人を維持しているのは、利用率は上がるだろうということで、平成31年度まで数字を入れているというところであります。

病児保育につきましては、これも年ごとに箇所数をこれまで増やしてきているので、その割合というの、どれくらい利用されるかというところがあるので、実施箇所から見込むことができないが、平成25年度に17.1%という利用率であったことから、一番高い利用率を掛け合わせて606人ということにしております。下がっているのは、平成28年度の子どもの数に利用率を掛けたということで下がっているということでありまして、利用率をここでは固定しているという、利用率が上がるかどうかこれまでの傾向が見えないので、そのようにしているというところでは。

委 員 平成23年度から平成25年度に利用者数が3倍ぐらい増えているのは、実施カ所数が2倍に増えたからということで、平成25年度の4カ所をそのままとすると、利用者数は下がっていくのではないかとということでしょうか。

事務局 子どもの全体の数が下がるということで、利用率は変わらないけど、利用数は下がるのではないかとというようなことで、ただこれが上がったとしてもそこで受け入れができないということではなくて、受け入れはできるけれども、利用者数をどう見込むかというところで、同じ施設での受け入れはもちろん可能だということでもあります。

会 長 よろしいでしょうか。他にはございませんでしょうか。

会 長 では、私からですが、9ページの(7)子育て援助活動支援事業のところですが、平成21年度から平成25年度までの実績がゼロということでありましてけれども、この辺のところは、何故これはゼロであったのでしょうか。

事務局 このファミリー・サポート・センター事業というのは、それぞれやっている市町村もあれば、やっていない市町村もあるということで、室蘭市ではこれまでやっておりませんでした。社会福祉協議会が独自に子育てレンジャーというものをやっており、話に聞くところによると、なかなか利用が進んでいないという状況もあるようでございます。室蘭市ではこれまでやっていませんけれども、これからはどのような方向でやっていけるのか、保育の施設に預けるというのではなくて、地域の方々の手で子どもの保育を進めるというような考えの一つの方法でありますので、今後は室蘭市としても進めていきたいなと考えているところでございます。

会 長 今は社会福祉協議会がやっているということですがけれども、現状、今年度あたりはどうなのでしょう。利用状況は。

事務局 具体的な件数ですとか、そういった部分はこちらではおさえていませんが、話によく聞く限りでは、預かっていただく方が極端に少なく、なかなかサービスを提供できない状況が続いているという状況で、お子さんを見てもいいよとか、保育所に代わりに迎えに行くという提供会員が非常に少ないという状況で、なかなかニーズはあるけれども、それに対応しきれないというようなことも聞いております。それぞれ依頼する側と依頼される側と直接やっているというような場合もあるというようなことで、具体的な数字も社会福祉協議会としても不明な点があるというようなことも聞いてございます。

会 長 今後は、社会福祉協議会以外にも、こういう事業に取り組みたいという事業者が出てくる方向でお考えでしょうか。それとも、それを促すとか、あるいは社会福祉協議会だけでよろしいのでしょうか。

事務局 ここに出ている11事業につきましては、基本的には各市町村が取り組む事業として挙がっている事業でありまして、市町村が実施していくということであり、例えば、これを外部の団体に委託するとか、そういった方法は考えられますが、あくまでも市が行う事業を委託するというようなことは考えられると思います。ですから、他の事業者で取り組むところが出てくる可能性はないことはないかなと思っています。あくまでも市が行い、やり方をどうするかというところです。

会 長 先ほど委員からもありましたが、室蘭市の提供区域の関係ですけれども、室蘭市全域を1区域と見なされる中で、色々と保育所とか幼稚園とか通われる割合とかの数字とかは出してもらえないかということでしたが、それに類する形で様々な考えられることと言えば、各町にどれくらい0歳から就学時までの子どもがいるとか出していたきたい。

事務局 先ほども話がありましたが、地域ごとにどれくらいのお子さんがいるのか、地域外から通っていたり、そういった数字も必要と思われますし、また地域の子どもの数と

いった部分でも、サービスを提供する上で、1区域といっても把握していかなければならないと思っておりますので、そういった部分でも、今後会議の中で提供するとか、事業計画の中で入れ込むとか、そういった方法で考えたいと思います。

会 長 ありがとうございます。それでは、他にございませんでしょうか。

委 員 先ほどの(7)の子育て援助活動支援事業、室蘭で一番困っている部分で、何とかしてもらいたい部分でしたが、例えば、はだしっこさんも独自でやっていることで、すごい需要があると思います。私たちも預かりはやっています。市でやってただけで、それが一番いいのは確かなのですけれども、社協のほうも、私もちょっと関わっているのいろいろな話をしていますが、9月以降に講習会をして、預かる側というか、そういう人たちを集めると、まだそんな段階なんです。

私が昔やっていた昭和57年頃、家庭保育っていうのがあったんですね、市で。すごくいい制度で、それが途中で財政的なものだと思いますが、消えたんですね。その後、あれはやっぱり良かったな、本当に一時的に預けたい人たちには、すごく恩恵があったと思うんですね。この事業は市でやるべきだなというのはあるのですが、誰か他の団体に頼むなり、どちらにしても、市がきちんと関わったもので、登別はファミリー・サポート・センターというのは早くからきちんとやっているんですね。

ですから、私の希望としては、室蘭でこれはすごく欠けている部分かなというのがあって、一般の誰でも預かってもらったり、預けられたり、お互いに助け合うというものにもうちょっと力を入れていただけたらなと思っています。今、実績がゼロっていうのは当たり前だと思うんですけども、現実には民間でやっている部分があります。

会 長 ありがとうございました。他にはよろしいでしょうか。

会 長 それでは、続きまして、資料1 - 4について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、資料1 - 4「室蘭市子ども・子育て支援事業計画策定スケジュール」について、ご説明いたします。

室蘭市子ども・子育て会議におきましては、昨年12月の第1回目の会議から、これまで3回開催しておりまして、子ども・子育て支援事業計画に関しましては、アンケート調査の実施に関する事、そして、その結果についてご審議いただいたところでございます。

今回、第4回目の会議におきましては、骨子案を提示させていただいたところでございますが、今後の予定といたしましては、11月、これも予定でございますけれども、第5回目の会議でさらに具体的詳細に記載した計画案を提示させていただく予定となっております。その後、一般向けのパブリックコメントを実施いたしまして、最終的には来年2月に開催予定となります第6回目の会議で最終案を決定したいと考えてございます。

それから、室蘭市議会との関連では、今回の子ども・子育て会議でのご意見を踏まえ、9月開催の市議会定例会で骨子案の概要を報告する予定となっております。その後、最終的には来年3月開催の市議会定例会で最終案を報告いたしまして、平成27年度から計画に基づく事業を進めていくこととなります。

資料1 - 4の説明は、以上でございます。

会 長 ありがとうございます。只今の資料1 - 4の説明について、何かご質問・ご意見はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

質問・意見等なし

会 長 それでは、次に議事の(2)に移りたいと思います。

まず、「子ども・子育て支援新制度に係る各条例(案)について」のうち、資料2 - 1について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 市町村が条例等で定める4つの基準について、資料2 - 1から2 - 4までございますので、それぞれ順番に一つずつご説明いたします。

はじめに、資料2 - 1「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)の概要」についてでございます。

端的に申しますと、比較的小規模な保育事業所に関する施設設備や職員数、資格などに関する認可の基準を定める条例でございます。

家庭的保育事業等の地域型保育事業につきましては、新制度により、新たな市町村の認可事業として位置付けられる事業でございます。原則、3歳未満の保育を必要とする乳幼児に対し行われるものでございます。資料2 - 1の1ページにございますように、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育、この4つの類型がございます。

まず、小規模保育につきましては、A・B・C型の3種類ございまして、A型とは定員が6人から19人までの間で、その他の基準につきましてはほぼ保育所と同じ内容となっております。B型につきましては、A型とほぼ同じ内容でありますけれども、保育士の資格者要件の割合が半分以上というものでございます。C型につきましては、定員は6人から19人の間でございまして、家庭的な保育に近いものとなっております。

次に家庭的保育でありますけれども、これにつきましては、定員5人以下で、保育する者の自宅などで実施するものでございます。

次の事業所内保育につきましては、企業などが従業員向けに仕事と子育ての両立を図るために、独自に設置している保育所のこととございまして、室蘭市内では大きな病院内に設置している所が多いわけがございますけれども、新たに従業員以外の地域の子どもを受け入れることを可能とするものであります。

次に居宅訪問型保育ですけれども、保育を必要とする子どもの自宅におきまして、子どもと保育者の1対1での保育となります。これにつきましては、特別なケアが必要なお子さんですとか、ひとり親で常時夜間勤務が必要な場合などが想定されております。

これらの地域型保育事業の認可基準につきましては、新たに市町村が、国が定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分に従いまして、条例で定めることとなっております。

2ページ以降にそれぞれ国の基準を記載しております。表の右側にある「従」は従うべき基準、「参」は参酌すべき基準となっております。一番右端の市の基準のところの「 」につきましては、室蘭市として国の基準どおりとするとの意味でございます。

2ページには、上の方に一般的な原則、その下には共通事項の基準の内容、例えば、連携施設の設定が必要であることや、食事に関して調理設備を備えなければならないことなどの基準がありますが、市としては国の基準どおりとすることにしております。

次に3ページから4ページの中段まででございますが、これにつきましては、小規模保育事業と家庭的保育事業の職員数や施設の広さの基準など、個別の基準となっております。このうち、資格要件に関しましては、室蘭市の独自基準を設けたいと考えてございます。

その内容につきましては、小規模保育事業C型、家庭的保育型ですけれども、これと家庭的保育事業の資格要件に関しまして、国の基準では市町村長が行う研修を修了した保育士、または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者として、これらを家庭的保育者といたしまして、必ずしも保育士資格を必要とするものではないということになってはいますが、保育の質ですとか安全性の確保、そういった観点から、室蘭市におきましては、少なくとも1名は「市町村長が行う研修を修了した保育士」を配置することにしたいという考えでございます。

次に4ページの中段から5ページまでにつきましては、事業所内保育事業と居宅訪問型保育事業の基準になります。先ほどの小規模保育事業C型と家庭的保育事業の資格要件と同様の考え方から、居宅訪問型保育事業におきましては、室蘭市の独自基準を設けたいと考えております。特に、居宅訪問型保育事業に関しましては、1対1の保育になること、また対象児童におきましても障害や疾病、その他専門的な対応が考えられることから、国の基準では必ずしも保育士資格を必要とするものではございませんけれども、室蘭市といたしましては、保育士資格を必須とすることとしたいとの考えであります。その他につきましては、国の基準どおりとしてございます。

次に6ページでございますが、(4)につきましては、事業所内保育事業における地域枠の子どもの受け入れについての基準となっております。事業所内の保育所が従業員以外の子どもを受け入れるようにした場合の、地域の子どもの受け入れ人数の基準を表に示してありまして、室蘭市におきましても、国の基準どおりとしております。例えば、定員30人の事業所内保育所が従業員以外の子どもを受け入れる場合の受け入れ人数は、上から7段目の7人ということになります。

最後に、3の本市の考え方については、先ほどお話ししました資格要件に関する室蘭市の独自基準の考え方と、その他については国の基準どおりとすることを記載してございます。

資料2 - 1の説明については、以上でございます。

会 長 ありがとうございます。只今の資料 2 - 1 について、質問・意見等はありませんでしょうか。ちょっと専門的なお話が多いですけども、ありませんでしょうか。
質問・意見等なし

会 長 それでは、続きまして、資料 2 - 2 について、事務局より説明をお願いします。

事務局 次に、資料 2 - 2 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）の概要」についてでございます。

はじめに、1 の「特定教育・保育施設及び地域型保育事業」に関してでございます。特定教育・保育施設とは、新制度の給付の対象となる幼稚園や保育所、認定こども園、地域型保育施設、地域型保育施設は小規模保育施設等でありませうけれども、そのことでありまして、現在と同様に幼稚園、保育所、認定こども園に関しましては北海道の認可、地域型保育施設に関しましては、先ほどご説明いたしましたように、新たに市の認可が必要となるものであります。また、これらの施設に関しましては、施設の認可基準のほか、国が定める基準を踏まえて市町村が条例で定める運営基準、これを満たす必要がございます、その運営基準に関するものでございます。

2 の「利用定員の設定方法」についてであります、それぞれ各施設に関しまして、認可定員の範囲内で新たに認定される 1 号・2 号・3 号、この認定区分ごとに利用定員を設定することとなります。

まず、1 号認定というのは、満 3 歳以上で教育を受ける子どものことでありませう。幼稚園ですとか、認定こども園に通うお子さんのこと。認定こども園とは、幼稚園と保育所の両方の機能を備えた施設のことでありまして、幼稚園機能が中心となる施設が幼稚園型認定こども園、保育所機能が中心となるものが保育所型認定こども園、さらに幼稚園と保育所の認可基準を両方満たすものを幼保連携型認定こども園ということでございます。2 号認定につきましては、満 3 歳以上で保育の必要な子どものこと。保育所、認定こども園に通うこととなります。3 号認定とは、満 3 歳未満で保育の必要な子どもで、保育所、認定こども園、地域型保育施設に通うこととなります。

次に、2 ページから最後の 6 ページまででございますが、国の基準と室蘭市の対応を記載してございます。

2 ページの上半分までは、基準全体の構成と体系をまとめてございます。

同じく 2 ページ下半分からは、項目ごとの具体的な国の基準の内容を記載してあります。表の右側にある「従」は従うべき基準、「参」は参酌すべき基準となっております。一番右端の市の基準の「」につきましては、室蘭市として国の基準どおりとするという意味でございまして、本件基準に関しましては、すべて国の基準どおりとすることとしてございます。

2 ページの利用定員に関する基準では、は利用定員の設定に関する、は定員の遵守に関する基準となっております。

3 ページの（ 1 ）利用開始に伴う基準では、で内容・手続きの説明や同意、契約について、で正当な理由のない提供拒否の禁止について、で入園・入所時の手続きや定員を上回る申し込みがあった場合の選考方法に関してなど、（ 2 ）の教育・保

育の提供に関する基準では、 で幼稚園教育要領、 で保育所保育指針に則った教育・保育の提供、 で子どもの適切な処遇、 で利用者負担の徴収などの基準となっております。

5 ページ、6 ページの(3)管理・運営に関する基準では、 で施設の目的や運営方針、運営規定の策定、提示について、 で個人情報の保護、 で自己評価と外部評価について、 で苦情処理、 で会計処理、 で記録の整備についてなどの基準となっております。

最後に、室蘭市としての考え方といたしましては、只今ご説明しました運営基準に関しましては、国の基準と異なる内容を定める特別な理由というものが見当たらないということから、国の基準どおりにしたいと考えております。

資料2-2の説明は、以上でございます。

会 長 只今の資料2-2につきまして、質問・意見等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

質問・意見等なし

会 長 それでは続きまして、資料2-3につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局 次に、資料2-3「支給認定（保育の必要性の認定）に関する基準（案）の概要」についてであります。

現在、保育所の入所に関しましては、保護者の就労や病気などを理由とした保育に欠けることの認定を行いまして、保育所への入所を決定してございます。また、私立幼稚園につきましては、幼稚園ごとに独自に募集を行い、入園者を決定してございます。

新制度では、現在の保育所と新制度に移行する私立幼稚園を含めて、保育の必要性の認定を行うこととなります。なお、新制度に移行しない幼稚園についての手続きについては、これまでと変わりございません

変更となる点といたしましては、1号・2号・3号の認定をそれぞれ行うこととなります。先ほどもご説明いたしましたけれども、1号は満3歳以上の教育を受ける子どもで、幼稚園、認定こども園に通うお子さんです。2号は満3歳以上の保育の必要な子どもで、保育所、認定こども園に通います。3号は満3歳未満の保育の必要な子どもで、保育所、認定こども園、地域型保育施設に通います。さらに、保育の必要な2号・3号の子どもにつきましては、それぞれ8時間までの短時間保育と11時間までの標準時間保育、この認定が新たに必要となります。

2の「現行制度と新制度の支給認定手続きの事務の流れ」では、現行と新制度との比較を掲載しております。

幼稚園では現在、各園で11月から園児を募集して入園の決定を行いまして、市は幼稚園を経由して保護者に幼稚園就園奨励費補助金、これにつきましては保護者の所得に応じた市からの給付制度でありますけれども、これを支給する仕組みになっております。新制度では、入園の内定後に幼稚園経由で保護者から1号認定の申請を市に提出してもらい、市からは1号認定の認定証を交付することとなります。なお、新制

度では、幼稚園就園奨励費補助金の要素を含めた利用者負担額が所得に応じて設定されますことから、幼稚園就園奨励費補助金、この制度はなくなるということになります。新制度に移行しない幼稚園の場合につきましては、現状と変わらず幼稚園就園奨励費補助金もそのまま継続するということになります。

2ページには、保育認定の場合の手続きの流れを記載してございます。現行制度では、保育に欠ける児童に対しまして、入所する施設の利用調整を経て、保護者と市が直接契約を結びまして、所得に応じた利用者負担、保育料について市に支払っていただく仕組みとなっております。

一方、新制度では保育の必要性の認定の申請を受けたのちに、2号か3号、さらに標準時間認定・短時間認定、どちらかを行いまして、市による入所施設の利用調整ですとか、入所可能な施設のあっせん、それを経まして利用契約を結ぶということになります。私立保育所と公立保育所の場合につきましては、これまで同様、市との直接の契約ということで保育料は市へ支払います。認定こども園、さらに地域型保育施設を利用する場合は、施設・事業者との契約となりますので、保育料につきましても施設・事業者を支払うこととなります。

室蘭市における条例等で定める国の基準につきましては、3ページと4ページに記載しておりますのでご覧ください。

の保育を受ける事由に関してでございますが、左側に現行制度の基準、右側に新制度の国の基準を記載しております。現行制度では、災害復旧や求職活動、虐待やDV、それらに関しましては、市長が認める場合の項目に含まれておりましたけれども、新制度の国の基準では、それぞれ単独の事由として、保育の必要な事由として記載されています。内容的には、これまでと変わりございませんので、室蘭市では国の基準どおりとすることを考えてございます。次に、の認定区分に関してでありますけれども、国の基準では現行の一つの区分から、新たに保育標準時間・保育短時間、この二つの区分に分けることになっております。保育標準時間は1日11時間まで、1週間にしますと30時間程度の利用者、保育短時間は1日に8時間までの利用者で、保護者の1ヵ月の就労時間の下限ですけれども、これを48時間から64時間の範囲で市町村が定めるということとなっております。次に4ページ、の優先利用等に関してであります。現在、室蘭市におきましては待機児童はおりませんが、これまでも優先利用の考え方を市として整備してきたことから、新制度におきましても国の基準どおり整備していきたいと考えてございます。

以上のまとめといたしまして、室蘭市といたしましては、国の基準のとおり基準を設定することを考えてございます。なお、市で決定すべき保護者の就労時間の下限につきましては、室蘭市では現行の基準で月60時間としていることから、現状どおり2号・3号認定の最低労働時間を月60時間とするものとしてございます。

説明については以上です。

会 長 ありがとうございます。只今の説明につきまして、質問、あるいはご意見等はございませんでしょうか。

委員 幼稚園の就園奨励費の件ですが、今の段階で、具体的にいくと、幼稚園に子どもが通っている保護者の方が、今度の新制度で同じ幼稚園でも、その幼稚園が認定こども園、そちらの方に移行してしまうと、この就園奨励費の支給がなくなるということになるんですが、トータルとしてはその保護者が払う金額というのは変わらないと考えていいのでしょうか。

事務局 新制度に移行するかしないかというのは、今の段階では、次の資料で少し出てきますけれども、幼稚園で判断することで、新制度に移行した場合の利用者負担がどうなるのかということになるかと思いますが、新制度に移行すると就園奨励費はなくなります。その代り、就園奨励費を加味した料金体系になるという、これは国全体の考えなので、そういうような考え、就園奨励費も含まれた保育料を毎月徴収するという考えになります。ただ、その利用料金につきましては、国の基準額がありまして、その基準額の範囲内で市町村が定めるということになっておりまして、その市町村が定める額についてはまだ決定していませんので、制度的には就園奨励費がなくなっても、就園奨励費を考慮した保育料の仕組みなるというところで、具体的にいくらというのはこれからの話になります。

委員 そうということになると、今だと幼稚園によっては、保育料にバラつきがあると思いますが、この認定こども園に移行した幼稚園に通わせるということは、今の段階だと、A幼稚園だといくら払って、Bだともうちょっと高いだとかあったけれども、この認定こども園の幼稚園だと一括、A幼稚園・B幼稚園も、認定こども園ということになれば、保護者が支払う保育料というのは所得によって決まるので、まったく変わらないということによろしいのでしょうか。

事務局 基本的には、新制度に移った幼稚園につきましては、所得に応じた料金体系で一律に、室蘭市内では一律になるので、A幼稚園、B幼稚園、基本的には同じになるという考え方です。ただ、今、国の議論では経過措置、色んなところで出てくると思いますが、そういった経過措置で、今もらっている金額をベースにして幼稚園で経過措置を取る可能性はありますが、全体としては一律になるという考え方でありませう。

委員 あともう一点いいですか。保護者側の意見ですが、こういうふうに直接幼稚園の方に、認定こども園じゃない幼稚園だと直接申し込む、そうじゃないところは市を通して保育所にするか幼稚園にするかというのがありますが、幼稚園自体がすごく室蘭市は特色が色々あって、親としてはあの幼稚園に入れたいという気持ちで、きっと今まで入れていたと思うんです。でもそれが幼稚園ではなく、認定こども園になると市を経由して、私はどこどこ幼稚園に子どもを入れたいですってことになってしまうと思うんですよね。このことで私たち保護者にとっては、どう変わってくるのかイメージがよくわからなくて、わざわざそうやって認定こども園にするメリットがわからなくて、今まで待機児童も室蘭市はいないし、今の現状で十分、保育所は保育所で、幼稚園は幼稚園でいいのになっという、ただシンプルなそういう思いがあるのですが、そこをあえて認定こども園に、国がそういう方向に持っていくという流れではありません。

すが、市独自の方向も考えられるっていうのがいくらかこの法案ではあったと思うんですが、そのところはどうかのでしょうか。

事務局 これにつきましては、認定こども園ですとか、必ずしも認定こども園だけではなくて、幼稚園そのまま新制度に移行するというのと、新制度に移行しないっていう選択、認定こども園になるっていう選択、色々幼稚園にはあってそれを決めていく、最終的な判断をするのは、この条件下で幼稚園がどうするかということになってきます。ただ、認定こども園になるメリットとしては、認定こども園になると教育も保育も両方受けられるという、もともとは待機児童というのが一番大きな、全国的な問題で、そういったものから生まれてきたということもありますが、その他大都市以外には待機児童がないのに何故というのは、気持ちはそのとおりですが、あえてメリットといたしましては、今は、保育所に通う場合は労働だとかの要件がなくなれば保育所には通えないけれども、認定こども園であれば、保育の必要がなくなった時も幼稚園教育を受けられる、そのまま認定こども園に通えるとか、そういうようなメリット、教育・保育を両方受けられるような一体的な施設といったメリットも挙げられています。ただ、今の教育に満足されている方に関しましては、それがメリットになるのかというのはそれぞれあるかと思えます。

会 長 よろしいでしょうか。他には。

委 員 認定区分の中で、国の基準で就労時間の下限が1ヵ月48から64時間というふうになっていますが、ここの考え方はどういうふうになっているのでしょうか。

事務局 国で定める基準の48時間とか64時間というのは、もともと国が調査して大体この範囲に、それぞれ全国の市町村がなっている範囲の幅ということで示したということと、あとはそれぞれ市町村で現状に合わせて決めてくださいというところで、現状ではこのような幅に収まっているという国の考え方で、こういうふうに示されているということとあります。

委 員 認定を受けるにあたって、今まで室蘭市の関係は60時間ということで、60時間にしたいという方向ですけれども、できれば極力この時間というのは下限に合わせて48時間なら48時間という方向にもっていくということとはできないのでしょうか。

事務局 そういう下限に合わせるという方法も、もちろん考えられるところではあります。ただ、今回一番、市として考えたところは、できるだけ、いま現在どうなっているかということを中心として重視しているところとございまして、ただ各幼稚園に関しましては、結構パートですとかアルバイトですとか働いている方、今はあまり専業主婦というのがかなり少なくなっていますので、一部働いている方も幼稚園だとかに通われているというような現状の中で、今の幼稚園とか保育所の住み分けができていますので、現状を変えるのがどういうふうな流れになるのかというのがちょっと想像

できないですが、今のところでバランスが取れているのではないかと思います、60時間でどうかというところで、ご提案させていただいているところです。

委員　　そういったニーズ、いま言われたように、幼稚園の延長保育である程度、そういった部分で緩和されているということであればいいのですが、ただ数字だけ見ると、どうして上げるのかなという部分があるので、その部分をもう少し明確に、各幼稚園または使う親の関係も含めて、ニーズをもう少し調べていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

会長　　ありがとうございます。他にはございませんでしょうか。

委員　　保育の認定ですが、幼稚園は1号で申請をして認められたらで、保育の方も保育の方で、市の方に申請をして認められたらそうなるのですが、それぞれ利用する色んな形態があると思うのですが、認定される期間というのが出てくるとは思います、それはどのような形になるのでしょうか。

事務局　　期間。時間的なということですか。

委員　　時間ではなくて、例えば就労とか育児休業とか、就職活動であれば、ある一定の期間だけ認定が認められるという形になると思いますが、それはどのような形で定められるのか。もしくは認定を更新するような形になるのでしょうか。

事務局　　認定の有効期間でしょうか。

委員　　そうです。有効期間ということになります。

事務局　　基本的には、一度認定されれば、何か変わる要件が出ない場合にはそのまま更新されるということで、1年ごとに一応確認をしていくというようなことで、更新するというような制度で、毎年同じことをしなければならぬということではなくて、1年ごとの確認をするというようなことになります。

委員　　今の質問に続けてなんですが、1年ごとに続けていくとなると、4月から幼稚園になると、その幼稚園に申請する段階で更新するという、例えば3歳児で幼稚園を利用して、4歳児になった時に、4歳児になる段階、要するに4月の段階で申請をするのか、その前の段階で申請をするのか、更新期間によってはかなりの人の数が申請すると思うのですが、その辺はどれくらいの期間で申請を判断するような形になるのでしょうか。利用に影響のない形で判断すると捉えてよろしいでしょうか。

事務局　　基本的には、例えば1号認定となった3歳児、年少、年中、年長と進んでいく部分については基本的には一度で有効という、その細かな手続き的なものが、ちょっとま

だこちらとしても受け付けの手続きだとか、そういった部分では決まっています。基本的にはあまり手間のかからないようなところで考えています。

委員 支障の出ない、手間のかからない形で更新認定を行っていくというふうに捉えてよろしいでしょうか。

事務局 可能な限り、同じようなことをしない、必要のないことはできるだけしないようにするような手続き的なものにしていきたい。最低限のことはあろうかと思いますが、基本的にはそういう考え方でおります。

委員 わかりました。

会長 ありがとうございます。他にはございませんでしょうか。

この新制度に係る様々な変更というような、本当に実際のところ、国の方もしょっちゅう、こういうふうになりました、こういうふうにしますということで微調整がありまして、そういう情報というのが、内閣府のホームページにあって、たぶん市役所の方もそういう形で情報を取ったりということで確認していく。そしてそれを咀嚼して、現場の実務レベルまで落とし込んでいくということでは、本当に大変な作業がいま続いておられて、先ほどのお話でございましたけども、澤田委員の方からいただいております、現状を変えるという、幼稚園が子ども園化していったときに、その時のメリット・デメリットということで申し上げますと、実は幼稚園側、あるいは保育園側の方もこの新制度に移行するかどうかといったことを、たぶん今、悩ましい状況だと思っております。

先日も新聞報道で、全国紙の方でありましたけれども、例えば、シミュレーションするチャンスというか機会が内閣府のホームページの方でありまして、事業者、幼稚園・保育園が実際に自分の園が子ども園化した時に、どのような形で、例えば収入のところがどう変わってくるのか、シミュレーションしている。その記事でも、また実際に聞く話でも、額面でいうと年間1,000万円収入が下がるなんて、そういう子ども園化することによって1,000万単位のお金が減収になるという、そういうシミュレーションの結果が出ている園もあるということで、実際にどうしようかという声が非常に全国的にそろそろ上がってきているということが記事になっておりますけれども、やはりこの管内も漏れずにそういう現状があって、たぶん事業者の皆さんが、果たしてこれ、新しい子ども園の制度に基づいて則ってやっていって将来的にいいのかとか、果たしてこのままでいくべきなのかとか、非常に微妙な時期でありまして、今の収入、園側の収入の積算の基礎とかそういった今の基準でいきますと減収になる、じゃそれを国はどう埋めるのか、それは道が埋めるのか、自治体が埋めるのかとか、色んなことがあります。

保護者の皆さんにしてみると、じゃ就園奨励費がなくなれば、その分がどう手当てされていくのかというようなことを含めまして、これから国がどんどん議論を進めて方向性を示していくという現状の中で、非常に苦しい状況が市の方でも続いているのではないかと思いますので、鋭意、こういうような会議の機会に方向性を含めて、事

事務局の方から市として現状の対応をどうするべきかということも含めて、説明があるのではないかなと思っております。

委員 色々、幼稚園のほうも、保育所のほうも、市のほうも、国のほうも、色んなことをそれぞれの中で考えられていると思うんですが、私一人としては、まず第一に、室蘭の子どもたちが心豊かに暮らしていけるということを一番に考えていきたいなと思うんです。もちろんそのためには、今、色んな魅力のある幼稚園が生き残っていくとか、それぞれの特色を持った中で継続していけるようになってほしいと思うんです。

やはり、子どもは入れてみないとそれぞれの良さとかわからないところがあって、認定こども園のように市を経由して申し込み、料金も同じというふうになってしまうと、なかなかその良さがわからなかったり、保護者がそこまで、保育料とかそういった関係でわかってもらえるのかってすごく不安があるので、慎重に将来子どもたちがうまくいくというのを考えた上で、皆さんと一緒に考えていければなと思っています。

会長 ありがとうございます。他にはご意見とかご質問等はございませんでしょうか。

会長 それでは続きまして、資料2 - 4につきまして、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 教育委員会青少年課の北川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料2 - 4「室蘭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定」について、ご説明いたします。

本条例につきましては、子ども・子育て関連3法の制定による児童福祉法の改正に伴いまして、厚生労働省令で定める基準に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営についての基準を、市町村で条例として定めることとされたため、本条例を制定するものでございます。

条例の概要でございますが、国が定める基準に基づきまして、放課後児童健全育成事業におけます指導員の配置数や資格の要件、施設設備の基準や開設時間などの基本的な原則を定めるものでございます。

条例で定める基準につきましては、国の基準、従うべき基準、そして参酌すべき基準というのがありまして、これを踏まえて策定いたします。

では、次に資料の3「設備及び運営に関する基準」について、国が示す基準のうち、主なものについてご説明いたします。

資料には項目1「最低基準の目的」から、4ページの項目11「その他の基準」までを記載しておりますが、まず2ページの項目5の従事する者、3ページの項目6の員数につきましては、従うべき基準とされておりまして、従事する者の資格要件として、保育士、社会福祉士、教員の免許を有する者などとする、また放課後児童健全育成事業所ごとに放課後児童支援員を2人以上置くことなどが示されておりまして、本市の条例においても国の基準どおりとしております。

この項目５・６以外につきましては、すべて参酌すべき基準とされておりまして、市の条例においては、基本的には国の基準どおりとしておりますが、一部につきましては、国の示す基準とは異なる部分がありますので、それについてご説明いたします。

まず３ページの項目７「児童の集団の規模」というのがございますが、国が示す基準として支援事業の１単位当たり児童の数は概ね４０人以下とするとされておりますが、本市では現在、登録児童が４０名を超えるスクール児童館や児童クラブが多数ございまして、今後も学校統合によりまして、統合校ではスクール児童館の規模が大きくなる傾向がございますので、ここは「概ね４０人以下となるよう努めなければならない。」としたところでございます。

次に、項目９「開所日数」につきまして、国が示す基準では１年につき２５０日以上を原則とするとしておりますが、国は土曜・日曜・祝日と年末年始は開所しないことを想定したものでございまして、本市では現在、土曜日はスクール児童館等を開所しておりますので、「原則として、日曜日及び国民の祝日、１２月２９日から翌年１月３日までを除いた日とする。」としておりまして、本市の場合は２９３日程度となります。

次に、項目１０「開所時間」につきまして、国が示す基準では小学校の授業の休業日については１日につき８時間以上開設することとしておりますが、本市では土曜日、そして夏休み・冬休みなどの長期休業期間は学校の授業のある日と同様に、８時から登録児童を受け入れておりまして、基本１８時までを受け入れておりますので、本市の条例では、「原則として、小学校の授業の休業日は１日につき１０時間以上」としてあります。なお、小学校の授業のある日は、国の基準と同様に３時間以上の開設としたところでございます。

以上の項目７・９・１０以外につきましては、すべて国の基準どおりとしております。

資料２－４の説明は、以上でございます。

会 長 ありがとうございます。只今の資料２－４の説明ですが、質問・ご意見等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

 質問・意見等なし

会 長 それでは、質問がないようですので、議事につきましては、以上で終了させていただきたいと思えます。

会 長 次に、３「その他」(１)私立幼稚園意向調査の結果につきまして、事務局より説明をよろしく願いいたします。

事務局 資料３の「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査結果の概要」についてであります。

 先月７月ですが、国からの通知を受けまして、北海道と市が共同で室蘭市内１１園の新制度への対応に関する調査を行っておりますので、その概要をお知らせするものでございます。幼稚園の正式な新制度への移行の確認につきましては、９月以降に実

施することになりますけれども、今回の調査内容につきましては、今後、変更となる場合がございますのでご了承ください。

3の(1)に施設型給付を受ける施設への移行時期と形態を記載しております。平成27年度に関しましては、2つの私立幼稚園が新制度への意向を希望しております。1つは幼稚園のままで新制度への移行、もう1つは新たに幼稚園型認定こども園として移行するものであります。平成28年度は新規で幼稚園1施設、幼稚園型認定こども園として1施設が新たに新制度に移行する内容であります。平成29年度には幼稚園1施設、幼保連携型認定こども園として2つの施設が移行希望となっております。

意向調査の結果、各年度の施設形態は(2)の記載のとおりとなっております。

なお、の施設型給付を受ける幼稚園とは、施設運営費の給付の仕組みにつきまして、全国統一の給付制度に変わるということでございます。現在の給付制度につきましては、道の補助が中心となっているものであります。このほか、今後は市が条例で定める基準に則った幼稚園運営を行うということになりまして、また、子どもの入園の手続きに関しまして、新たに1号の認定が必要となるものであります。の幼稚園型認定こども園とは、先ほど説明いたしました施設型給付を受ける幼稚園に加え、保育所の機能を備えるものでありまして、保育の必要な子ども、2号ですとか3号、これを受け入れるということになります。の幼保連携型認定こども園とは、認定こども園法で学校と児童福祉施設に位置付けられた施設でございます。教育と保育を一体的に提供する施設として、職員は原則、幼稚園教諭免許状と保育士資格を持ちまして、保育教諭と新たに呼ばれるということになります。の施設型給付を受けない幼稚園とは、新制度に移行しないで、これまでと同様に施設を運営する幼稚園のことです。からまで、各幼稚園の判断でいずれも選択が可能ということになっております。

(2)につきましては、平成27年度に関しましては、施設型給付を受ける幼稚園が1つ、幼稚園型認定こども園が1つ、現状と変わらない幼稚園が9つというふうなことでございます。平成29年度の状況では、施設型給付を受ける幼稚園が3つ、幼稚園型認定こども園が2つ、幼保連携型認定こども園が2つ、現状と変わらない幼稚園が2つ、未定が2つとなっております。年々、新制度への移行が進むというような内容となっております。

(3)では、小規模保育事業への希望確認を行ってございます。新制度で新たに設定される20人未満の小規模保育事業の実施に関しまして、時期は未定となっておりますけれども、4つの幼稚園が小規模保育事業の実施の希望ありということとなっております。

資料3の説明は、以上です。

会 長 ありがとうございます。只今の説明につきまして、質問・意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

質問・意見等なし

会 長 質問がないようですので、(1)については、これで終了いたしますが、その他につきまして、事務局より他に何かございませんでしょうか。ないですか。

事務局 ありません。

会 長 委員の皆様の方から、他に何かございませんでしょうか。

委 員 資料は先にいただいていたのですが、なかなか咀嚼できないというか、正直なところ、私は半分も理解できないところが一杯あって、まだもう少し時間をかけていただきたいのと、幼稚園の経営とか、幼稚園に通っている子どもの実態もわかっていないのですが、個人的にわからないのかもしれませんが、あまりにもこの資料って、あ～そういうものなのだと、そこまでもいけなかったという、正直難しかったです。

 ちょっと戻りますが、資料2 - 1の家庭的保育事業についてですが、私、実は札幌市のほうで、待機児童を解消するために家庭的保育事業を始めたということで年に何回か、一応家庭保育をやっていたので呼ばれて行っていますが、待機児童の解消のためのこういう小規模の家庭的保育事業、すごくいいなと思って、室蘭市では待機児童がない現状ですが、サポート・センターのような、今みんなが要望しているものを先にやっていくべきじゃないかなと思っています。

 あと保育士がものすごく足りないですね。その現状で、こういうものを作っているってどうなのかなとか、子どもの数もものすごく減っていますよね。そういうことを考えると、先ほど皆さんがおっしゃっていたように、今の幼稚園をより良くしていく、運営を楽にしていける、そういうちょっと角度の違うような、室蘭方式というか、それも大事じゃないかなと思ったのですが、とにかく全体を通して、難しかったです。

 あまりに自分がいま思っている事とか考えていることと違って、ついていけないところがあったのでぜひまた機会を作ってゆっくり、例えば、幼稚園をやっているような方がどういうふうに思っているのか教えていただきたい、そう思っています。

会 長 ありがとうございます。他には。

委 員 先ほどもお話にあったのですが、各幼稚園がそれぞれ判断をせまられる中で、意向調査ということで、こういうふうに出てきていると思うのですが、この11カ所の幼稚園自身はそれぞれ、今の状態が良いのだけれども、どうしても決めなければいけないからやらなければならないのか、それとも未来が明るいというか、こういう制度がより進んでいった方がきっと良いから、その中で色んなことを考えて選択していているならいいのですが、予算がない、室蘭市の中でも待機児童もいない、これから児童数も減っていく、そんな中で幼稚園を経営していくのはなかなかこれから先厳しんじゃないかなと思うのです。さらにこういうふうには負荷をかけているようにしか私には感じられなくて、保育所は保育所で、ちゃんと幼稚園と保育所がうまくやれているような感覚なのですが、実際、園長先生方、もしくは保育所それぞれの方がどういう気持ちでこういう判断をされているのかっていうのが知りたいなと思うのです。無理やり合わせるがために、やっているのだったら、それは今の室蘭には合っていないことじゃないかなと思ったりするのですが、いかがでしょうか。

会長 保育士、幼稚園教諭の養成校の設置に係る者、運営に係る者という立場で私はここにいます。実際に、幼稚園、保育所、こういったものの運営にも携わっていたりします。いろいろな立場で物事を総合的に考えて、かつ国の現状ですね、先ほど申し上げましたけれども、内閣府含めて、中央の動きを見ながら、片や北海道の動きも見てなんですけれども、国としてはこの認定こども園化していくという方向で、各幼稚園や保育園に対して推奨するような形で進んでいるのはわかるのですけれども、ただその中でも選択肢として、現状のままという選択もある。どうしたらよいかっていうのは、非常に各幼稚園・保育園の設置者・理事者側は悩んでいると思います。全国のみなさん悩んでいると思います。そういう声はまったくないわけではない。聞けば、どうしたらいいのだろうか。先ほどのシミュレーションの話ではないですが、減収になると、減収になったら、じゃそれはどこから出てくるのだろうか、こういう問題もあったり。片やどんどん進めていくべきだという、その中でも考えの方がいるわけですね。この少子化というところの中で人口減少という、本市の場合を考えると、国は推奨していくという立場でありますけれども、個人的な考えでありますけれども、本市の現状に合った形の、こういう子どもに対する、子育てにかかる施設なり、幼稚園のあり方っていうのもあっていいんじゃないかと思うわけです。

ですから、本当に保育所・幼稚園を設置している皆さんは、翻弄されている最中だと思います。それが結局は、保護者の皆さん、ひいてはお子さんに影響が及ぼされそうになっているんじゃないかと思っています。ですから、考え方としては、現状、幼稚園なり保育園、それから様々な保育サービス、色々なサークルもありますが、こういったものの質を高めるということに私は取り組むべきではないかと思っています。コンテンツ、内容を充実させて、そのクオリティを高くしていくのが、今一番求められるのかなど。変に新制度のほうに飛びついていっても、それがどうなるかわからない。最終的にお子さんに迷惑がかかるわけです。そういうところを慎重に考えるべきだと思うので、どなたに聞いても、非常に、それならちゃんとしたビジョンがあるのかと最後言いたくなるような答えしか、行政側もそうですけども、幼稚園・保育所、各児童に関わるみなさん、同じような思いだと思います。非常に本当に悩ましい。11月までにまたこれ方向性がどう変わるかってことも、正直、ここにいる市の職員のみなさんも、私もわからないわけです。国の方が、全国から色んな声上がるたびに、じゃここはこう変えましょう、これをこうしましょうと、変えていくものですから、現状の保育園なり幼稚園というのはそこでの、サービスという言葉がいいのかわかりませんが、サービス、教育・保育の質、そういったものを本当に高めていくということを、この時期だからやらなければならないのかと思っています。非常に厳しい時期で、難しい時期。本当に、最終的には子どもさんが翻弄されないようにしなくては行けないと、このように思っています。

会長 他には何かございませんでしょうか。

委員 小規模保育事業のC型ですとか、居宅訪問型保育事業の資格要件のところを確認なのですが、ここは保育士の資格が必要ということでしょうか。

事務局　　もともと国の基準では必ずしも必要はないということになっておりますが、室蘭市としては必要にしましょうという、この資料になってございます。

委員　　具体的かもしれないですが、例えば、小学校の先生で特別支援学級をもっていましたというようなお母さんがいたとして、養護教諭をもっていますとか、特別支援学校教諭免許と小学校の先生の免許だとか、たぶんそういう学校を卒業すると保育士や幼稚園教諭とか同時には取れないからもっていない、でも実務としてはそういった、もうちょっと大きい子どもたち、小学生、中学生、高校生のそういった子を支援してきた、大きな組織では働くことはできなくなったけれども、1対1でゆっくりできる仕事なら働いてみたい、そうなった時に保育士の資格が必要ですって切られてしまうのはもったいないと思いました。

それから、ファミリー・サポート・センター事業。保育所は19時半まで延長保育があると聞いたので、じゃそこまで見てくれるならと思いましたが、小学校に上がると6時までなので、やっぱり普段6時までに終わるように仕事をするにしても、会議がある日とか、突発的に1ヵ月に1回・2回、また週に1回・2回、6時で終われないときのお母さんを助けるためにファミリー・サポート・センター事業があると、働くお母さん、もしくはシングルのお父さんが助かるのではないかと思ったので、社会福祉協議会でやっているということは私も一度耳にしたことはありますが、どうしても利用者側からすると、ボランティアでやってくださっているんじゃないかというイメージが強いので、市の後押しとしてファミリー・サポート・センターがありますとなっているとでは、利用する側も、サービスを提供する委託された方にとっても、違うんじゃないのかなと思いました。

事務局　　居宅訪問型ですとか、資格要件の話もありましたが、例えば、教諭ですとか、養護教諭ですとか、看護師ですとか、特別支援学校ですとか、色んな資格があると思いますが、ただこの居宅訪問ですと、1対1になるということと、相手するお子さんが0から2歳までというところが基本的なところになりますので、その辺でなかなかどこまでが対応できるかと、その判断基準としてやはり資格というのは必要なのかということで決めさせていただいたところがございますので、ご理解いただければと思っております。

あと、ファミリー・サポート・センターの話ですけれども、やはりこれもやり方しだいでは非常にニーズもあるし、たくさん利用されるのではないかと考えておりました、今は、市はノータッチですけれども、どういう方向で、どういうやり方をすれば、お母さんたち、お父さんさんたちのニーズ、お子さんたちのニーズに応えていけるのか、色々検討していく上で、実施時期ですとか内容ですとか、今は不明としておりますが、将来的には利用されるような制度というか、やり方を室蘭市として独自にいま探っているところでございますので、室蘭市として推進していきたい、そういう保育の隙間と言いますか、施設に通うのではなくて、少しの間面倒を見ていただく、保育のお迎えに行ってもらうなど、どなたかに手を貸していただくような制度、利用される制度にしていきたいと思っております。

会 長 よろしいでしょうか。他には。

委 員 初めて市P連の方から、人が変わったということでお邪魔させていただきました。過去の議事録は読ませていただいて、アンケート等も取られて、そのニーズを捉えるということもすごくされていたのかなとっておりますが、今日お話を聞いて、やっぱりちょっとこう難しいんだなと実感させていただきました。ただ、私も小中、いま市P連の方でいくと、やっぱり単Pのお話を聞きますと、子どもの数が急激に減ってきて、PTAの役員もなり手がいないですとか囁かれている中で、よくよく見ていきますと、それが地域それぞれの場所のコミュニティの崩壊につながっているなとちょっと感じるんですよね。本当に役員のなり手がいないとなると、その町内会との連携ができないとか細かな話になっていきますが、これが実は小学校となると、私の管轄の中では一番下なのですが、これが幼保となると、まさに入口の部分かなと思ひまして、この子育て支援が社会保障と税の一体改革というところからきている部分からいきますと、言ってしまうと、この地域コミュニティ、まちづくりの部分ですとか、あと経済、ここの活性化につながるような大変たぶん国が後押しするほどのことですので、大変重要な部分なのかなとちょっと思っております。

ぜひとも、この事業計画の中にその地域コミュニティ、このまちづくりの部分と、あと経済の部分との連携を考えた、第3章ぐらいになるのでしょうか、基本的な考え方の中に盛り込むようなことをできれば、例えば、量的な見込みということで資料の説明がありました、やっぱり子どもの数が減るってというのはこの場所も同じなのかなと思ひますが、室蘭市が独自に考えていく中で、分子の話ではなく分母を、子どもの数を増やすみたいな施策というか、そういうものを計画に盛り込めると、例えば幼保の中でも、認定こども園のニーズもあるよね、必要性あるよねとかなっていくんじゃないかなと思ひますし、この事業計画が、今後、このまちの明るい未来を照らすようなものになるべきじゃないかなと思ひますので、幼保、先ほど資料見ましたが専門ではないので見ても全然わからないのですけれども、それよりも言えるのは子どもの数を増やしてですね、このまちを明るく照らすような事業計画をつくるのが、最も必要なんじゃないかと思ひまして、意見として言わせていただきます。

会 長 ありがとうございます。他に何かご意見等はございませんでしょうか。

委 員 ファミリー・サポートに関してですが、私自身が以前登別市に住んでいて、子どもが0歳・2歳の子どもをもったときに、とても心強かったんですね。私は親戚も親もこの近くにいないくて、主人と一緒に単身世帯でいるので、その中にポンと赴任でこちらに来た時に、そういった一時保育があるというのは知っていました。そういうところに預けるのはいいけれども、ファミリー・サポートの私にとっての一番の魅力は、近所に頼れる人ができるってということなんですよ。地域にそういう方を見つけられるというのは、小さい子どもを預けられる親が近くにいないお母さん・お父さんの家庭にとっては、本当に温かい、とてもすごく良かったので、いま一時保育とかそういったところで全部フォローできていると言いますが、それとは違った魅力が、町内会とかそういったところで、そういう人たちが力になってくれる、そういうパワーをも

らえると、きっともう一人子どももいいかなとか、そういった明るい方向にも考えられるのかなと思いますので、室蘭市の方でもぜひファミリー・サポートの件を推進していければいいなと思います。

会 長 ありがとうございます。その他にご意見とか含めまして、何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

会 長 それではないようですので、これで本日の会議を終了させていただきたいと思います。この後は、進行を事務局にお返しいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 会長、どうもありがとうございました。

事務連絡でございますけれども、次回の会議につきましては、今回の支援事業計画の素案ができる頃、11月を考えておりますので、予定としては11月開催を予定しております。会議の日程が決まりましたら、委員の皆様方には早めにご連絡をいたしまして、資料につきましても、事前に送らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、長時間にわたりまして、活発なご議論いただきましてありがとうございました。